化製場等清掃強調期間実施要領

1 目的

化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法律」という。)に基づく化製場等の施設の清掃及び整備改善を行い,悪臭並びに衛生害虫の発生防止及び汚水等を衛生的に処理し,もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 実施期間

保健所長が定める期間とする。

3 実施主体

保健所

4 対象施設

法律第9条に規定する動物の飼養又は収容施設

5 実施方法

保健所長は、施設の整備改善、維持管理等のため、対象施設設置者に対し次の事項について指導すること。

- (1) 悪臭の発散防止対策
- (2) 衛生害虫の発生防止及び駆除対策
- (3) 汚水処理設備の整備補修
- (4) 飼料取扱室等の整備補修
- (5) 死亡動物の適正処理

6 報告

強調期間中に実施した内容について、別紙様式により実施期間終了後3週間以内に医療衛 生部長に報告すること。

附則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式

1 動物の飼養又は収容の施設等

件数種類	施設数	数	監視	件数
牛				
馬				
豚				
め ん 羊				
やぎ				
犬				
鶏				
あひる				

2 重点的に指導した事項

3 指導結果

4 その他